議案第４７号

渋谷区役所出張所の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年９月１１日

渋谷区長　　長　谷　部　　健

渋谷区役所出張所の設置に関する条例の一部を改正する条例

渋谷区役所出張所の設置に関する条例（昭和２８年渋谷区条例第１６号）の一部を次のように改正する。

別表恵比寿駅前出張所の項中「渋谷区恵比寿四丁目２番６号」を「渋谷区恵比寿四丁目２番６号
渋谷区恵比寿南一丁目５番５号」に改める。

附　則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説明）

新たな区民サービスの窓口を開設し、区民の利便性の向上を図るため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。